

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和7年度）

住 所 兵庫県神戸市中央区港島6丁目6-1

事業者名 神戸新交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 辰馬 秀彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
—	—	—

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降支援のための役務の提供	渡り板等の設備を使用し、車椅子使用者が円滑に乗降できる役務の提供をおこなう。	適時実施。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・人員配置の工夫	・三宮駅では、朝ラッシュ時間帯の利用者が多く、誘導整理及び乗降介助を行う要員が不足していることから、朝ラッシュ時間帯において、これらの旅客支援の拡充に必要な要員を引き続き外部委託により確保する。	・予定通り実施済み。
・障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員の配置	・駅業務に従事する係員について、原則として、サービス介助士の資格を取得した係員を配置する。	・予定通り実施済み。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降支援等のための情報提供	当社ウェブサイト上の乗降支援等に関する情報提供について、バリアフリー施設等のご案内の充実に向け、きめ細やかな変更を行う。	その都度実施。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得	・ 障害者等の乗降支援等を行うため、駅職場へ配属及び異動となった係員は、サービス介助士の資格を取得する。	予定通り実施済み。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
啓発活動	・ 地域と連携し利用者マナー向上を図るために、ポスター等により啓発活動を行う。	沿線の学校と連携しマナーポスターを掲示

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

神戸市バリアフリー基本構想に基づく協議会へ当社も参画し、必要に応じて協力を行う。
--

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページに掲載

(4) その他

特になし。

(令和8年3月31日現在)

[illegible]

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 7 年度）

住 所 兵庫県神戸市中央区港島6丁目6-1

事業者名 神戸新交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 辰馬 秀彦

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が３万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	○
（２）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が3000人以上３万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	